

深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務  
プロポーザル審査委員会設置要綱

令和4年8月4日市長決裁

**(設置)**

第1条 深谷市幼稚園・こども館複合施設建設事業に係る設計業務（基本設計及び実施設計の業務をいう。）を受注する候補者（以下「受注候補者」という。）を特定するにあたって、プロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事。
- (2) 提案書等の審査及び受注候補者の特定に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

**(組織)**

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 市の職員

**(委員の任期)**

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

**(委員長及び副委員長)**

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

**(意見聴取)**

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

**(秘密の保持)**

第8条 会議の内容は、公開しないものとし、委員会に出席した者は、会議の内容に関して秘密を保持しなければならない。

**(庶務)**

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育施設課において処理する。

**(委任)**

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年8月4日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。